

最低制限価格制度及び低入札調査基準価格制度 新旧対照表 【建設工事】

※黄色の部分が改定箇所です。

改正項目		旧	新 (令和3年4月1日以降の入札公告及び 入札通知を行う入札から適用)
最低制限価格及び 低入札調査基準価格  (第4条)	土木工事	①から④までの合計額 (範囲：工事価格の 8.7/10~9.2/10) ※ (①+②+③+④) は 1 万円未満端数切捨 ①直接工事費の額 ②共通仮設費の額 ③現場管理費の額×0.80 ④一般管理費等の額×0.55	①から④までの合計額 (範囲：工事価格の 8.7/10~9.2/10) ※ (①+②+③+④) は 1 万円未満端数切捨 ①直接工事費の額 ②共通仮設費の額 ③現場管理費の額×0.80 ④一般管理費等の額×0.55
	建築工 事・水道 工事及び 設備工事	①から④までの合計額 (範囲：工事価格の 8.7/10~9.2/10) ※ (①+②+③+④) は 1 万円未満端数切捨 ① (直接工事費の額×0.90) ×0.97 ②共通仮設費の額×0.90 ③ (現場管理費の額+直接工事費の額×0.10) ×0.90 ④一般管理費等の額×0.55	①から④までの合計額 (範囲：工事価格の 8.7/10~9.2/10) ※ (①+②+③+④) は 1 万円未満端数切捨 ① (直接工事費の額×0.90) ×0.97 ②共通仮設費の額×0.90 ③ (現場管理費の額+直接工事費の額×0.10) ×0.90 ④一般管理費等の額×0.55
	解体工事	—	設計・積算によらない解体工事の最低制限価格は、工事価格に10分の8.7から10分の9.2までの範囲内で契約執行者が定める割合を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額